事　務　連　絡
平成26年７月31日

都道府県労働局
　労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災管理課長補佐（企画担当）

労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について

平成26年８月１日以後の自動変更対象額等を定めた下記の厚生労働省告示が本年７月31日付けで別紙１のとおり公布されたので、参考のために送付する。なお、下記１（１）及び（２）を公布した趣旨は、下記２及び３並びに別紙２のとおりである。

本件については、問合せが局署に寄せられることが予想されるが、下記１（１）及び（２）に係る問合せに回答するに当たっては別紙２を、下記１（３）から（６）までに係る問合せに回答するに当たっては別紙３を、それぞれ参考とされたい。

なお、下記１（３）から（６）までについては、本年８月１日に本省労働基準局労災保険業務課（以下「労災保険業務課」という。）から労災行政情報管理システムを通じて、「年金額等変更リスト」を配信することとしているので、了知されたい。

記

１　平成26年７月31日付けで公布された労働者災害補償保険法に基づく告示は下記のとおりである。

（１）平成26年厚生労働省告示第309号「労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件」

（２）平成26年厚生労働省告示第310号「労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件」

（３）平成26年厚生労働省告示第311号「労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件」
（自動変更対象額の変更）

（４）平成26年厚生労働省告示第312号「労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件」
（年齢階層別最低・最高限度額の改定）

（５）平成26年厚生労働省告示第313号「労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件」
（年金スライド率の改定）

（６）平成26年厚生労働省告示第314号「労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件」
（遺族（補償）一時金等の換算率の改定）

２　雇用保険の統計機能のプログラムミスにより毎月勤労統計の平成23年２月分から平成26年３月分までの集計値が平成26年６月18日付けで訂正されたこと（以下「毎勤訂正」という。）については、平成26年６月13日付け基監発0613第１号・基労管発0613第１号により事前に通知していたとおりであるが、毎勤訂正を踏まえた労災保険の取扱いについては、平成26年６月27日付けで行った報道発表（別紙４）のとおりである。

１（１）及び（２）（以下「訂正告示」という。）は、毎勤訂正を受けた再計算により、平成25年７月29日付け労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について」の記３及び４の告示の一部を改正するものである。

なお、平成25年度以前の告示のうち、訂正告示を除くものについては、再計算の結果訂正の必要がないことを確認済であり、また１（３）から（６）までの告示は毎勤訂正後の数値を用いて算出していることを、念のため申し添える。

３　訂正告示の趣旨は、それぞれ下記のとおりである。

（１）１（１）について

①　本件告示は、平成25年８月から平成26 年７月までの月分の年金たる保険給付又は平成25年８月１日から平成26年７月31日までの間に支給すべき事由が生じた障害（補償）一時金又は遺族（補償）一時金に係る給付基礎日額の算定に当たり、算定事由発生日が以下の期間に属する場合について、平成26年８月１日から年金スライド率を以下のとおり適用するよう改めたものであること（訂正前後の比較の詳細は別紙５のとおり）。

算定事由発生日	訂正前		訂正後	差
昭和22 年度	20073.1%	→	20072.9%	△0.2%
昭和23 年度	7299.7%	→	7299.6%	△0.1%
昭和25 年度	3493.3%	→	3493.2%	△0.1%
昭和28 年度	2169.9%	→	2169.8%	△0.1%
昭和30 年度	1958.8%	→	1958.7%	△0.1%
昭和37 年度	1249.9%	→	1249.8%	△0.1%
昭和41 年度	844.7%	→	844.6%	△0.1%

② 平成26年７月31日以前にこれらの年金又は一時金が請求された場合には、平成26年８月１日以降に支給決定を行う場合でも、改正前の年金スライド率を算定に用いること。

（２）１（２）について

① 本件告示は、平成25年８月１日から平成26年７月31日までの間に支給すべき事由が生じた遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金の算定に当たり、支給された遺族（補償）年金又は障害（補償）年金の支給の対象とされた月或いは支給された遺族（補償）年金前払一時金又は障害（補償）年金前払一時金の支給すべき事由が生じた月が以下の期間に属する場合について、平成25年８月１日に遡及して換算率を以下のとおり適用するよう改めたものであること（訂正前後の比較の詳細は別紙６のとおり）。

年金の支給対象月又は一時金の支給すべき事由が生じた月	訂正前		訂正後	差
昭和59年度	131.6%	→	131.5%	△0.1%

② 平成26年７月31日以前に改正前の換算率を用いて平成25年８月１日から平成26年７月31日までの間に支給すべき事由が生じた遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金（昭和59年４月１日から昭和60年３月31日までの間に、遺族（補償）年金又は障害（補償）年金の支給の対象とされた月或いは遺族（補償）年金前払一時金又は障害（補償）年金前払一時金の支給すべき事由が生じた月が属する場合に限る。）について、平成26年７月31日までに年金を転帰処理済である場合には、平成26年８月１日以降に改正後の換算率を用いて当該一時金の額を再度算定し、変更決定を行った上で変更決定通知書により受給権者に通知すること。改正後の換算率を用いて一時金支給額を再度算定する場合、当該支給額は改正前の換算率を用いて支給決定したときに比べ増額することとなる。このため、既に当該一時金を受給権者に支払い済みの場合には、支払い済みの額と変更決定後の額との差額を追加で支給することとなる。

なお、労災保険業務課が確認したところ、換算率の訂正の影響を受ける対象者は、平成26年７月29日の業務終了時点では０名であったことを、念のため申し添える。

４　訂正告示に該当する事案が発生した場合の機械処理について

３（１）②又は（２）②に該当する事案が発生した場合の機械処理については、個別処理が必要であるため、各労働基準監督署において請求書の受付入力を行った後速やかに労災保険業務課　年金・一時金業務係あて連絡し、指示を仰ぐこと。

別紙１

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九二）　二

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー原料の有効な利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業三七）　三

〔告　示〕

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の全部を改正する件（内閣府・文部科学・厚生労働二）　五

○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（厚生労働三〇九）　九

○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同三一〇）　九

○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同三一一）　九

○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（同三一二）　一〇

○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同三一三）　一〇

○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同三一四）　一〇

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第五号に該当するものである旨の通知をした件（厚生労働・経済産業・環境五）　一一

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件（経済産業一六三）　一三

○平成二十六年度以降の三年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（同一六四）　一四

○福島県双葉郡双葉町の特別地域内除染実施計画を公告する件（環境八七）　一七

○道路に関する件（近畿地方整備局一四〇～一四二）　一九

○道路に関する件（中国地方整備局一三九、一四〇）　一九

○道路に関する件（九州地方整備局一六〇、一六一）　二〇

○道路に関する件（北海道開発局一〇八、一〇九）　二〇

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十五年度平成二十六年五月分）、（平成二十六年度平成二十六年五月分）（財務省）　二〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係　二六

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）及び日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十年三月三十一日文部科学大臣認可十九諸文科高第四百七号）の一部変更について、平成二十五事業年度決算等（預金保険機構・銀行等保有株式取得機構・石炭鉱業年金基金・全国商工会連合会・日本鉄道共済組合・地方職員共済組合、東日本高速道路株式会社工事開始、阪神高速道路株式会社回数通行券の取扱いの特別措置、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、企業年金基金変更関係　二五

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二三

会社その他

会社決算公告　二四

○厚生労働省告示第三百九号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第二百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月一日から適用する。ただし、同年七月三十一日以前に請求のあった平成二十五年八月から平成二十六年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

表中「20,073.1」を「20,072.9」に、「7,299.7」を「7,299.6」に、「3,493.3」を「3,493.2」に、「2,169.9」を「2,169.8」に、「1,958.8」を「1,958.7」に、「1,249.9」を「1,249.8」に、「844.7」を「844.6」に改める。

○厚生労働省告示第三百十号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第二百五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月一日から適用する。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

表中「131.6」を「131.5」に改める。

○厚生労働省告示第三百十一号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十六年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百二十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十六年八月から平成二十七年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、四六三円	一二、九七〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一六円	一二、九七〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五七〇円	一三、五三六円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇五三円	一六、一四八円
三十五歳以上四十歳未満	六、四五八円	一八、六三〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七一一円	二一、四一四円
四十五歳以上五十歳未満	六、六三六円	二三、九一九円
五十歳以上五十五歳未満	六、四五七円	二五、一二三円
五十五歳以上六十歳未満	五、八六二円	二四、〇七四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七一八円	一九、三三三円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、九四八円
七十歳以上	三、九二〇円	一二、九七〇円

○厚生労働省告示第三百十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第一号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年八月から平成二十七年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（％）
昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで	20,027.1
昭和23年４月１日から昭和24年３月31日まで	7,283.0
昭和24年４月１日から昭和25年３月31日まで	4,038.1
昭和25年４月１日から昭和26年３月31日まで	3,485.3
昭和26年４月１日から昭和27年３月31日まで	2,849.6
昭和27年４月１日から昭和28年３月31日まで	2,458.2
昭和28年４月１日から昭和29年３月31日まで	2,164.9
昭和29年４月１日から昭和30年３月31日まで	2,043.1
昭和30年４月１日から昭和31年３月31日まで	1,954.3
昭和31年４月１日から昭和32年３月31日まで	1,843.5
昭和32年４月１日から昭和33年３月31日まで	1,779.3
昭和33年４月１日から昭和34年３月31日まで	1,753.3
昭和34年４月１日から昭和35年３月31日まで	1,647.0
昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで	1,549.8
昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,386.2
昭和37年４月１日から昭和38年３月31日まで	1,247.0
昭和38年４月１日から昭和39年３月31日まで	1,124.2
昭和39年４月１日から昭和40年３月31日まで	1,014.8
昭和40年４月１日から昭和41年３月31日まで	928.6
昭和41年４月１日から昭和42年３月31日まで	842.7
昭和42年４月１日から昭和43年３月31日まで	758.7
昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで	671.7
昭和44年４月１日から昭和45年３月31日まで	587.4
昭和45年４月１日から昭和46年３月31日まで	504.9
昭和46年４月１日から昭和47年３月31日まで	442.7
昭和47年４月１日から昭和48年３月31日まで	383.2
昭和48年４月１日から昭和49年３月31日まで	322.6
昭和49年４月１日から昭和50年３月31日まで	259.5
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	220.9
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	198.6
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	181.4
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	171.9
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	161.8
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	153.2
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	146.2
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	139.3
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	135.7
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	131.3
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	127.1
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	124.1
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	121.3
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	117.0
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	113.8
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	110.6
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	106.3
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	104.1
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	102.7
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	100.5
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	99.1
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	97.7
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	96.7
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	97.1
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	96.8

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	96.2
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	97.1
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	97.9
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	98.0
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	98.2
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	97.9
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	98.1
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	97.9
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	98.2
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	99.6
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	99.3
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	99.5
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	99.8

○厚生労働省告示第三百十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第一項第二号（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金若しくは遺族一時金又は障害補償年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金若しくは障害補償年金前払一時金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金の額に乗ずべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率（％）
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	220.8
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	198.5
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	181.4
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	171.8
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	161.8
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	153.1
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	146.1
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	139.2
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	135.7
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	131.2
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	127.0
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	124.0
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	121.2
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	117.0
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	113.7
平成2年4月1日から同年7月31日まで	110.5
平成2年8月1日から平成3年7月31日まで	113.7
平成3年8月1日から平成4年7月31日まで	110.5
平成4年8月1日から平成5年7月31日まで	106.2
平成5年8月1日から平成6年7月31日まで	104.1
平成6年8月1日から平成7年7月31日まで	102.6
平成7年8月1日から平成8年7月31日まで	100.5
平成8年8月1日から平成9年7月31日まで	99.0
平成9年8月1日から平成10年7月31日まで	97.6
平成10年8月1日から平成11年7月31日まで	96.7
平成11年8月1日から平成12年7月31日まで	97.1
平成12年8月1日から平成13年7月31日まで	96.7
平成13年8月1日から平成14年7月31日まで	96.2
平成14年8月1日から平成15年7月31日まで	97.0
平成15年8月1日から平成16年7月31日まで	97.9
平成16年8月1日から平成17年7月31日まで	97.9
平成17年8月1日から平成18年7月31日まで	98.2
平成18年8月1日から平成19年7月31日まで	97.8
平成19年8月1日から平成20年7月31日まで	98.0
平成20年8月1日から平成21年7月31日まで	97.9

平成21年8月1日から平成22年7月31日まで	98.1
平成22年8月1日から平成23年7月31日まで	99.5
平成23年8月1日から平成24年7月31日まで	99.2
平成24年8月1日から平成25年7月31日まで	99.4
平成25年8月1日から平成26年7月31日まで	99.7

備考

1　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

2　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

3　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成25年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

4　算定事由発生日が平成25年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

別紙２

問１　平成25年に告示した年金スライド率及び換算率を、なぜ今回改正することとなったのか。

問２　今回の改正内容はそれぞれどのようなものか。

問３　今回の告示改正により支給する年金給付の金額はどのように変化するのか。

問４　そもそも今回改正された告示はいずれも平成25年８月から平成26年７月までの期間に関するものだが、平成26年８月１日以降に改正告示の対象となるような者は存在するのか。

問５　今回改正された告示以外に、毎月勤労統計の訂正を受けて改正すべき告示はないのか。

問６　平成26年７月31日付け労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡の記３（１）②又は（２）②に該当する事案が発生した場合、機械処理はどのように行うのか。

問１　平成25年に告示した年金スライド率及び換算率を、なぜ今回改正することとなったのか。

（答）

１　労災保険給付については、毎月勤労統計を用いて労災年金給付、休業（補償）給付のスライド率や自動変更対象額等を算出し、定期的に告示を行っているところである。

今般、雇用保険の統計機能において、委託業者（富士通）のプログラムミスにより適用事業所台帳の一部が適用統計台帳に反映されていないことが判明し、雇用保険事業年報における産業分類別被保険者数等を訂正する必要が生じた（平成26年６月３日付けで報道発表　※１）。

毎月勤労統計調査では、同調査での把握が難しい、事業所の新設・廃止等に伴う雇用の変動について、雇用保険適用事業所における被保険者数を補助データとして用いることで推計し、常用労働者数の補正を行うことで、推計精度を高めている。

このため、毎月勤労統計の一部についても、プログラムミスの判明を受けて訂正する必要が生じ、平成23年２月分から平成26年３月分までの集計値全般について訂正が行われ、実数の訂正値については平成26年６月18日付けで公表された（※２）。

訂正前の上記期間の毎月勤労統計を用いて算出したこれまでの労災保険の告示について、発表された訂正後の値に基づき再計算したところ、平成25年に告示した年金スライド率及び換算率について、訂正する必要があると判明し、今回その対応を行ったものである（対応方針について平成26年６月27日付けで報道発表　※３）。

※１　http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047403.html

※２　http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/30-1_20140618teisei.pdf

※３　http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000049388.html

問２　今回の改正内容はそれぞれどのようなものか。

（答）

（１）年金スライド率

平成25 年８月から平成26 年７月までの労災年金給付等のスライド率を定める告示のうち、給付に係る算定事由発生日が以下の期間に属するスライド率を下記のとおり改正した。

算定事由発生日	訂正前		訂正後	差
昭和22 年度	20073.1%	→	20072.9%	△0.2%
昭和23 年度	7299.7%	→	7299.6%	△0.1%
昭和25 年度	3493.3%	→	3493.2%	△0.1%
昭和28 年度	2169.9%	→	2169.8%	△0.1%
昭和30 年度	1958.8%	→	1958.7%	△0.1%
昭和37 年度	1249.9%	→	1249.8%	△0.1%
昭和41 年度	844.7%	→	844.6%	△0.1%

（２）換算率

平成25年８月１日から平成26年７月31日までの間に支給すべき事由が生じた遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金の算定に用いる換算率を定める告示のうち、支給済の遺族（補償）年金等の支給対象月又は支給済の遺族（補償）年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月が以下の期間に属するものを下記のとおり改正した。

年金の支給対象月又は一時金の支給すべき事由が生じた月	訂正前		訂正後	差
昭和59年度	131.6%	→	131.5%	△0.1%

問３　今回の告示改正により支給する年金給付の金額はどのように変化するのか。

（答）

（１）今般の毎勤の訂正により、改正を要した告示は平成25年度の年金スライド率及び換算率であり、以下の算定事由発生日等に該当する事案が、改正による影響を受けることとなる。

これらの算定事由発生日等に該当する場合であって、既に支払いがされている事案については、訂正後の年金スライド率及び換算率により給付額が下がるものは、遡って給付額を減額しないこととし、訂正後の年金スライド率及び換算率により給付額が上がるものについては、差額分を追加して支払うこととしたところである。

※１　平成25 年８月から平成26 年７月までの労災年金給付等のスライド率を定める告示のうち、給付に係る算定事由発生日が以下の期間に属するスライド率を下記のとおり改正した。

算定事由発生日	訂正前		訂正後	差
昭和22 年度	20073.1%	→	20072.9%	△0.2%
昭和23 年度	7299.7%	→	7299.6%	△0.1%
昭和25 年度	3493.3%	→	3493.2%	△0.1%
昭和28 年度	2169.9%	→	2169.8%	△0.1%
昭和30 年度	1958.8%	→	1958.7%	△0.1%
昭和37 年度	1249.9%	→	1249.8%	△0.1%
昭和41 年度	844.7%	→	844.6%	△0.1%

※２　平成25年８月１日から平成26年７月31日までの間に支給すべき事由が生じた遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金の算定に用いる換算率を定める告示のうち、支給済の遺族（補償）年金等の支給対象月が以下の期間に属するものを下記のとおり改正した。

年金の支給対象月又は一時金の支給すべき事由が生じた月	訂正前		訂正後	差
昭和59年度	131.6%	→	131.5%	△0.1%

※３　以上の改正に伴い、平均賃金×スライド率×給付日数で計算される年金支給額は、結果として本来支給する額より多い額を支給していることになり、（年金給付基礎日額×365日×20％）÷スライド率で計算される算定基礎年額を計算の基礎として使う特別年金給付額（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第６条第３項に該当する場合のみ）は、結果として本来支給する額より少ない額を支給していることとなっている。

（２）一方、まだ支払いがされていない事案については、年金スライド率は、平成26年７月31日以前に請求がなされた事案については訂正前の率により、平成26年８月１日以降に請求がなされた事案については訂正後の率により、算定することとし、換算率については、訂正後の率により、算定することとしている。

（なお、本省労働基準局労災保険業務課が確認したところ、換算率の訂正の影響を受ける対象者は、平成26年７月29日の業務終了時点では０名である。）

問４　そもそも今回改正された告示はいずれも平成25年８月から平成26年７月までの期間に関するものだが、平成26年８月１日以降に改正告示の対象となるような者は存在するのか。

（答）

（１）年金スライド率

平成25年８月から平成26年７月までの月分の年金及び平成25年８月１日から平成26年７月31日までの間に支給すべき事由が生じた一時金を支払うべき受給者は今後も新たに発生する可能性があり（例えば平成26年８月１日以降に請求が行われる場合）、こうした受給者が発生する限り改正前の告示は今後も効力を有することから、毎月勤労統計の訂正を反映して今後の受給者に適用すべき適正なスライド率に改める必要があったものである。

（２）換算率

平成25年８月１日から平成26年７月31日までの分の遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金を支払うべき受給者は今後も新たに発生する可能性があり（例えば平成26年８月１日以降に請求が行われる場合）、こうした受給者が発生する限り改正前の告示は今後も効力を有することから、毎月勤労統計の訂正を反映して今後の受給者に適用すべき適正なスライド率に改める必要があったものである。

問５　今回改正された告示以外に、毎月勤労統計の訂正を受けて改正すべき告示はないのか。

（答）

毎月勤労統計の訂正に伴う過去の告示の改正の要否については、精査した結果、今回の２本の改正告示のみが必要であると結論づけたところである。

問６　平成26年７月31日付け労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡の記３（１）②又は（２）②に該当する事案が発生した場合、機械処理はどのように行うのか。

（答）

個別処理が必要であるため、請求書の受付入力を行った後速やかに、本省労働基準局労災保険業務課　年金・一時金業務係あて連絡し、指示を仰ぐこと。

別紙３

（年金スライド率）

問１　年金スライド制の趣旨如何。

問２　年金スライド率が変動する要因如何。

問３　近年の年金スライド率の変動如何。今回はプラス改定なのか、マイナス改定なのか。

問４　賃金水準が低下した場合においては、年金スライド率をマイナス改定せず据え置くべきではないか。年金スライド率が前年よりも低くなることは、年金生活者の保護に欠き問題ではないか。

問５　来年以降の年金スライド率はどうなるのか。

問６　年金スライド率は賃金水準の変動に伴って変動するということだが、最近の平均給与額はどのように推移しているのか。

問７　年金スライド率等の改定に関する年金受給者への通知はどのように行っているのか。

問８　「スライド率等の改定による変更決定通知書」により通知される年金年額の変更は、年金スライド率の変更によるもののみか。

問９　年金給付額が変動することについて、年金受給者に対して幅広く説明するべきではないか。

問10　以前年金スライド率は整数表記だったと記憶しているが、今回「スライド率等の改定による変更決定通知書」に記載された年金スライド率が小数点第１位表記となっているのはなぜか。

（年齢階層別最低・最高限度額）

問11（１）年齢階層別最低・最高限度額とは何か。

（２）年齢階層別最低・最高限度額はどのようにして定められているのか。

（３）年齢階層別最低・最高限度額は前年と比較してどのように変更されたのか。

（自動変更対象額）

問12（１）自動変更対象額とは何か。

（２）自動変更対象額はどのようにして定められているのか。

（３）自動変更対象額は前年度と比較してどのように変更されたのか。

（換算率）

問13（１）換算率とは何か。

（２）換算率はどのように定められているのか。

（３）換算率は前年度と比較してどのように変更されたのか。

問１　年金スライド制の趣旨如何。

（答）

１　労災保険給付の給付基礎日額は、原則として被災時の平均賃金を基に算定することとされている。

２　しかし、年金のように長期にわたって給付するものについて、被災時の平均賃金に基づいて補償を続けていくならば、その後の賃金水準の変動を正確に反映しないこととなり、また、過去に被災した労働者と近年被災した労働者との補償水準が大きく異なることとなり公平性を欠くこととなる。

３　こうした観点から年金支給額は、労働者の賃金水準の変動を基礎として算定する年金スライド率により給付基礎日額を変動させる年金スライド制を用いて算定しているところである。

問２　年金スライド率が変動する要因如何。

（答）

年金スライド率は、各年度における平均給与額（※１）を基礎として算定しているため、平均給与額が前年度と比較して増加している場合には年金スライド率が上昇し、減少している場合には年金スライド率が低下するものである（※２）。

※１　各年度における平均給与額は、厚生労働省が実施する毎月勤労統計調査の「毎月きまって支給する給与」の労働者１人当たり１ヵ月平均額を用いている。

※２　平均給与額の変化が小さい場合には、下記の計算式による計算結果の小数点第２位を四捨五入する関係上、年金スライド率が変動しない場合もある。

（参考）

年金スライド率算定方法

$$\text{平成26年度の年金スライド率} = \frac{\text{平成25年度の平均給与額（４月から翌年３月までの各月の合計額÷12）}}{\text{算定事由発生日の属する年度の平均給与額（４月から翌年３月までの各月の合計額÷12）}} \times 100$$

問３　近年の年金スライド率の変動如何。今回はプラス改定なのか、マイナス改定なのか。

（答）

近年の年金スライド率の変動は下表のとおり。昨年度と比べ、今回年金スライド率はマイナス改定されている。

（表）

年金スライド改定の対前年増減率（平均）の推移　（単位：%）

平成19年	−0.16
平成20年	0.12
平成21年	−0.27
平成22年	−1.41
平成23年	0.29
平成24年	−0.17
平成25年	−0.31
平成26年	−0.22

問４　賃金水準が低下した場合においては、年金スライド率をマイナス改定せず据え置くべきではないか。年金スライド率が前年よりも低くなることは、年金生活者の保護に欠き問題ではないか。

（答）

１　年金スライド率は、支給年度の前年度における平均給与額と算定事由発生日の属する年度の平均給与額との比率により算定しているため、平均給与額が前年度と比較して減少している場合には、年金スライド率が前年度に比べ低下し、これに伴って年金給付額が減少することとなる。

２　労災保険給付の性格が労働者の稼得能力の損失のてん補にあることに鑑みれば、賃金水準の変動に伴って年金給付基礎日額を現在価値に評価替えするという年金スライド制の考え方に基づき一般の賃金水準の動向にあわせて年金給付額を改定していくことは適当であると考える。

３　実態として平均給与額が前年度と比較して減少している中で、仮に年金スライド率を据え置くこととし、年金給付額を引き下げない場合には、過去に支給決定を受けた労災年金受給者が得られたはずの現在賃金よりも高い水準で年金給付がなされ、過剰な損失補償がなされてしまうこととなる。

４　したがって、賃金水準が低下した場合に年金スライド率を据え置くことは適当ではないと考えられる。

５　以上のような労災保険制度の趣旨に照らせば、仮に年金スライド率がマイナス改定となり年金給付額が減少する場合であっても、一般的な賃金水準の変動を反映した適切な水準で年金給付が行われるものであるため、年金生活者の保護に欠けるものとは考えていない。

問５　来年以降の年金スライド率はどうなるのか。

（答）

年金スライド率は、支給年度の前年度における平均給与額と算定事由発生日の属する年度の平均給与額との比率により算定しているところである。

このため、来年以降の年金スライド率は、平成26年度以降の平均給与額との比較により算定する必要があることから、現時点でその推移を予測することはできない。

問６　年金スライド率は賃金水準の変動に伴って変動するということだが、最近の平均給与額はどのように推移しているのか。

（答）

毎月勤労統計調査における過去５年度の平均給与額の推移は下表のとおりである。

年度	きまって支給する給与		
		所定内給与	所定外給与
	円　　％	円　　％	円　　％
21	262,265 (-1.6)	245,278 (-1.2)	16,987 (-8.0)
22	263,036 (0.2)	244,687 (-0.3)	18,349 (7.9)
23	262,410 (-0.3)	243,871 (-0.3)	18,539 (1.0)
24	260,996 (-0.3)	242,325 (-0.5)	18,671 (0.9)
25	260,399 (-0.2)	241,062 (-0.5)	19,337 (3.6)

（　）内は対前年度比（注）

（注）　対前年度比は、毎月勤労統計の標本の抽出替えに伴うギャップ等を修正した指数等により算出しているため実数で計算した場合と一致しない。

（注）　上記数値は、平成26年６月18日付けの毎月勤労統計の訂正を受け、再計算を行ったものであるため、平成25年７月29日付け労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡の別紙２の問７により通知した数値とは、必ずしも一致しない。

問７　年金スライド率等の改定に関する年金受給者への通知はどのように行っているのか。

（答）

１　年金スライド率等の改定があった年金受給者に対しては、改定後の年金スライド率等を印書した「スライド率等の改定による変更決定通知書」（以下「変更決定通知書」という。）を送付し、改定後の年金年額を通知している（今年度は、８月25日の発送を予定している。）。

２　また、10月支払期（支払対象は平成26年８月分及び９月分の２ヵ月分の年金）には、「労災保険年金等振込通知書」又は「労災保険年金等送金通知書」を送付し、年金受給者に年金給付額を通知している。（今年度は、10月８日の発送を予定している。）。

（参考）

○　年金受給者は、今回通知する変更決定通知書と、前回通知している変更決定通知書に記載された年金年額と比較することで、年金年額の変更状況を知り得る。

○　また、前回通知している変更決定通知書を亡失している者についても、年金スライド率等の改定前の８月支払期の年金額を６倍した額と今回通知する変更決定通知書に印字された「年金年額」を比較することにより、年金年額の変更を知り得る。

○　年金スライド率のみの影響を比較する場合は、変更決定通知書に印字されている「スライド率」で年金給付基礎日額を割り戻し、端数額を切り上げて「給付基礎日額」をいったん求め、これに前回通知している変更決定通知書に印字されている「スライド率」及び「給付日数」を掛け合わせたものが改定前の年金スライド率による年金年額となることから、比較が可能である。

問８　「スライド率等の改定による変更決定通知書」により通知される年金年額の変更は、年金スライド率の変更によるもののみか。

（答）

「スライド率等の改定による変更決定通知書」は、年金スライド率の改定のほか、

①　年金給付基礎日額に係る年齢階層別最低・最高限度額が改定された場合

②　給付基礎日額に係る最低保障額（自動変更対象額）が改定された場合

③　受給者の属する年齢階層が変わったために給付基礎日額が限度額の範囲を超えた若しくは超えなくなった場合

に通知するものであり、一律に年金スライド率の変更によるものとは限らない。

問９　年金給付額が変動することについて、年金受給者に対して幅広く説明をすべきではないか。

（答）

１　労災保険の年金スライド制については、厚生労働省のホームページ上で既に公表されている毎月勤労統計調査の賃金水準（毎月きまって支給する平均給与額）を基礎として算定した年金スライド率を厚生労働大臣名で告示し、お知らせしている。

また、今般の年金スライド率の改定については、厚生労働省のホームページで改定の趣旨、内容を掲載し、広く国民の皆様にお知らせしているところである。

２　あわせて、個別の年金受給者に対しても、「スライド率等の改定による変更決定通知書」及び「労災保険年金等振込通知書」等を直接郵送して改定に係る周知を図り、鋭意御理解を求めていくこととしている（通知内容については問７参照）。

問10　以前年金スライド率は整数表記だったと記憶しているが、今回「スライド率等の改定による変更決定通知書」に記載された年金スライド率が小数点第１位表記となっているのはなぜか。

（答）

年金スライド制は、賃金水準の変動の実態に対応させるために設けられており、近年、賃金変化率が鈍化傾向にある中で、より的確な給付額とするため、平成25年度から小数点第１位※を表記して告示することとしたところであり、今年度も小数点第１位表記となっている。

※　社会保険の年金額改定にあたってのスライド率も小数点第１位表記となっている。

問11（１）年齢階層別最低・最高限度額とは何か。
（２）年齢階層別最低・最高限度額はどのようにして定められているのか。
（３）年齢階層別最低・最高限度額は前年と比較してどのように変更されたのか。

（答）

（１）　労災保険給付は、労働者が被災したことにより喪失した稼得能力をてん補することを目的としている。このため、労災保険給付額の算定に当たっては、被災労働者の稼得能力を的確に反映させるため、被災前３か月間に支払われた賃金総額を基に給付基礎日額を計算している。

しかしながら、長期間支給される年金の場合には、被災したときの給付基礎日額と年金スライド率により給付額を計算すると、加齢に伴う稼得能力の変化や年功賃金に伴う賃金の変化を十分に反映する仕組みにならない場合がある。

この問題に対処するため、労働者災害補償保険法第８条の２第２項により、年齢階層別最低・最高限度額が設けられている。

（２）　年齢階層別の最低・最高限度額については、厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」等を基に、５歳ごとの年齢階層別に賃金額の高い者と低い者それぞれ５％を除外したときの最低額・最高額を基本として、毎年改定しているところである。

（３）　今回の改定では、最低・最高限度額のどちらについても、前年と比較して減額となった年齢階層が多い。

問12（１）自動変更対象額とは何か。
（２）自動変更対象額はどのように定められているのか。
（３）自動変更対象額は前年度と比較してどのように変更されたのか。

（答）

（１）　自動変更対象額は、給付基礎日額が極端に低い場合を是正し、補償を適切に行うために、最低補償額として設けられている。

具体的には、給付基礎日額が自動変更対象額を下回る場合は、年齢に関係なく自動的に自動変更対象額まで引き上げられることとなる。

（２）　自動変更対象額は、厚生労働省が実施している「毎月勤労統計調査」における労働者の平均給与額の変動状況に応じて改定されている。

（参考）自動変更対象額の算定方法

$$\text{自動変更対象額} = \frac{\text{当該年度の平均給与額}^{※}}{\text{直近の変更された年度の前年度の平均給与額}} \times \text{（前年度の自動変更対象額）}$$

※平成26年度改定では、「当該年度の平均給与額」は平成25年度の平均給与額、「直近の変更された年度の前年度の平均給与額」は平成24年度の平均給与額、「前年度の自動変更対象額」は3,930円で算定し、算定結果は５円未満切り捨て、５円以上10円未満切り上げ（労働者災害補償保険法施行規則第９条第３項）を行っている。

（３）　労働者の賃金水準が若干低下していることから、平均給与額の増減率を基礎として算定している自動変更対象額についても、本年８月１日から、3,930円から3,920円に減額されたところである。

問13（１）換算率とは何か。
（２）換算率はどのように定められているのか。
（３）換算率は前年度と比較してどのように変更されたのか。

（答）

（１）　遺族（補償）年金の受給権者の受給権が消滅した場合に、他に当該遺族（補償）年金を受給できる遺族がなく、かつ、既に支給された遺族（補償）年金及び遺族（補償）年金前払一時金の額の合計額が、当該受給権消滅時点で、労働者死亡時に既に受給権者がいない場合に支給される一時金の額（給付基礎日額の1,000日分）に満たない場合は、その差額に相当する額の遺族（補償）一時金が支給される。

また障害（補償）年金を受けている者が死亡した場合に、既に支給された障害（補償）年金及び障害（補償）年金前払一時金の額の合計額が、障害等級に応じて定められている一定額（年金スライド制が適用される場合はスライド後の給付基礎日額の一定日数分）に満たない場合は、その差額に相当する額の障害（補償）年金差額一時金が支給される。

遺族（補償）年金受給権消滅時及び障害（補償）年金受給者の死亡時に支給することとした場合の一時金の額については年金スライド率を用いて現在価値に評価替えされたスライド済額を用いるため、この値から減じる支給済の年金等の合計額についても現在価値に評価替えを行う必要がある。

この評価替えのために支給済の年金及び前払一時金の合計額に乗ずべき率が、換算率である。

（２）　換算率は、厚生労働省が実施している「毎月勤労統計調査」における労働者の平均給与額の変動状況に応じて改定されている。

（参考）換算率の原則的な算定方法（遺族（補償）年金の受給権が消滅した場合）

$$\text{換算率} = \frac{\text{遺族（補償）年金の受給権が消滅した年度の前年度（又は前々年度※）の平均給与額}}{\text{支給済の遺族（補償）年金の支払対象月の属する年度の前年度（又は前々年度※）の平均給与額}}$$

※遺族（補償）年金前払一時金、障害（補償）年金、障害（補償）年金前払一時金も同旨の式により算定する。

※支給対象月又は支給事由発生日が４～７月の場合は、「前々年度の平均給与額」を用いる。

（３）　労働者の賃金水準が若干低下していることから、昨年度と比べ、今回換算率はマイナス改定されている。なお、仮に換算率を除き同一条件の下で遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金を算定すると仮定すれば、換算率がマイナス改定されると、支給される遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金は増額することとなる。

別紙４

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

平成 26 年6月 27 日(金)
【照会先】
職業安定局雇用保険課長
(担当)田中　誠二
(代表電話) 03(5253)1111 内線(5762)
(直通電話) 03(3502)6771

(うち労災保険関係)
労働基準局労災補償部労災管理課
(担当) 千原　啓
(代表電話) 03(5253)1111 内線(5591)
(直通電話) 03(3502)6292

報道関係者各位

毎月勤労統計の訂正に伴う雇用保険及び労災保険の取扱いについて

・ ６月３日に公表を行った雇用保険の統計機能のプログラムミス(委託業者:富士通株式会社)による毎月勤労統計の訂正について、同月 18 日に実数値の訂正公表が行われました。
(詳細は、こちらをご覧ください。また、毎月勤労統計の訂正公表はこちら。)

・ この訂正に伴う雇用保険及び労災保険の取扱いについては、それぞれ次のとおりとしますので、お知らせします。

【検証結果】

第1　雇用保険関係

1　雇用保険給付の上限額等への影響

○　雇用保険給付について毎月勤労統計を用いて毎年算出し告示で額を定めているものには、基本手当受給者の賃金日額の上限額（年齢区分別4種類）、下限額（年齢共通で1種類）、高年齢雇用継続給付の支給限度額など計 10 種類存在します。

今回の毎月勤労統計の訂正により、平成 23 年から 25 年までに告示したこの 10 種類の上限額等が影響を受ける可能性がありました。

○　検証の結果、これらのうちで、実際に影響を受けるものは、次の3種類です。

①　平成 25 年8月以降の 45 歳以上 60 歳未満の年齢区分に係る賃金日額の上限額

（訂正前の統計に基づく額 15,660 円　→　訂正後の統計に基づく額 15,650 円）

②　平成 24 年8月以降の高年齢雇用継続給付の支給限度額

（訂正前の統計に基づく額 343,396 円　→　訂正後の統計に基づく額 343,395 円）

③　平成 25 年8月以降の高年齢雇用継続給付の支給限度額

（訂正前の統計に基づく額 341,542 円　→　訂正後の統計に基づく額 341,538 円）

2　取扱い

○　今回の毎月勤労統計の訂正により影響を受けることとなる上記3種類の額については、訂正を行います。

ただし、訂正前の額は、雇用保険法に基づく告示で定められた法的に有効なものであり、既にこの規定に基づいて給付がなされていることから、当該額の遡及的な修正は行わないこととしました。

※　今回のプログラムミスがなく、当初から正しい毎月勤労統計に基づいて告示していた場合との給付総額の差額を現段階で調査すると、①について約 2,150 万円分多く支給していました。このほか、①の上限額を支給額の決定に用いている雇用調整助成金についても、約 400 万円分多く支給していました。

なお、②及び③については、対象者はいませんでした。

第2 労災保険関係

1 労災年金のスライド率等への影響

○ 労災保険給付については、毎月勤労統計を用いて労災年金給付、休業（補償）給付のスライド率や自動変更対象額等を算出し、定期的に告示を行っていますが、今回の毎月勤労統計の訂正により、これまでに告示したもののうち以下のものについて、訂正する必要が生じました。

① 平成 25 年8月から平成 26 年7月までの労災年金給付のスライド率（給付基礎日額の算定に用いる率）を定める告示のうち、給付に係る災害発生日が以下の期間に属するスライド率。

- 昭和 22 年度　20073.1% → 20072.9%　△0．2%
- 昭和 23 年度　7299.7% → 7299.6%　△0．1%
- 昭和 25 年度　3493.3% → 3493.2%　△0．1%
- 昭和 28 年度　2169.9% → 2169.8%　△0．1%
- 昭和 30 年度　1958.8% → 1958.7%　△0．1%
- 昭和 37 年度　1249.9% → 1249.8%　△0．1%
- 昭和 41 年度　844.7% → 844.6%　△0．1%

② 遺族補償一時金等の額の算定に用いる換算率を定める告示のうち、給付に係る災害発生日が以下の期間に属する部分。

- 昭和 59 年度　131.6% → 131.5%　△0．1%

2 取扱い

○ 上記①及び②の告示については訂正を行いますが、訂正前の告示が適用される事案について、訂正後のスライド率により給付額が下がるものは、雇用保険給付と同様に当該額の遡及的な修正は行わないこととしました。

また、訂正後のスライド率により給付額が上がるものは、差額分を追加して支払うこととします。

※ 今回のプログラムミスがなく、当初から正しい毎月勤労統計に基づいて告示していた場合との給付総額の差額を現段階で調査すると、①について、総額約 55 万円分多く支給し、総額約 1 万 3 千円分少なく支給していました。

なお、②については、対象者はいませんでした。

※ このほか、一部の労災保険給付について、都道府県労働局で調査を要する事案があり、これらについて引き続き調査を行い、仮に当初から正しい毎月勤労統計であった場合と比べて多く支給している事案があった場合は、当該額の遡及的な修正は行わず、また、少なく支給していている事案があった場合は、正しい毎月勤労統計であった場合の給付額が支給されるよう追加して支払うこととします。

別紙５

年金スライド率（平成25年告示訂正）　訂正前後比較表

労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間	平成25年8月～平成26年7月分の年金等に適用する率　（%）		
	訂正前	訂正後	差
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20073.1	20072.9	−0.2
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7299.7	7299.6	−0.1
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4047.4		
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3493.3	3493.2	−0.1
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2856.1		
昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2463.8		
昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2169.9	2169.8	−0.1
昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2047.8		
昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	1958.8	1958.7	−0.1
昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	1847.7		
昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで	1783.4		
昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで	1757.3		
昭和34年4月1日から昭和35年3月31日まで	1650.8		
昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで	1553.4		
昭和36年4月1日から昭和37年3月31日まで	1389.3		
昭和37年4月1日から昭和38年3月31日まで	1249.9	1249.8	−0.1
昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで	1126.8		
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで	1017.2		
昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで	930.7		
昭和41年4月1日から昭和42年3月31日まで	844.7	844.6	−0.1
昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで	760.4		
昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで	673.3		
昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで	588.8		
昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで	506.1		
昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで	443.8		
昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで	384.1		
昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで	323.3		
昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで	260.1		
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	221.4		
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	199.0		
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	181.8		
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	172.3		
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	162.2		
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	153.5		
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	146.5		
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	139.6		
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	136.0		
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	131.6		
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	127.4		
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	124.3		
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	121.5		
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	117.3		
平成元年4月1日から平成 2年3月31日まで	114.0		
平成 2年4月1日から平成 3年3月31日まで	110.8		
平成 3年4月1日から平成 4年3月31日まで	106.5		
平成 4年4月1日から平成 5年3月31日まで	104.4		
平成 5年4月1日から平成 6年3月31日まで	102.9		
平成 6年4月1日から平成 7年3月31日まで	100.7		
平成 7年4月1日から平成 8年3月31日まで	99.3		
平成 8年4月1日から平成 9年3月31日まで	97.9		
平成 9年4月1日から平成10年3月31日まで	97.0		
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	97.4		
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	97.0		
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	96.4		
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	97.3		
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	98.2		
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	98.2		
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	98.4		
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	98.1		
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	98.3		
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	98.1		
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	98.4		
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	99.8		
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	99.5		
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	99.7		

※空白箇所は訂正前のまま変更なし

別紙６

換算率（平成25年告示訂正） 訂正前後比較表

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された保険給付に乗ずべき率（%）		
	訂正前	訂正後	差
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	221.4		
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	199.0		
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	181.8		
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	172.2		
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	162.1		
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	153.5		
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	146.5		
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	139.5		
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	136.0		
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	131.6	131.5	-0.1
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	127.3		
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	124.3		
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	121.5		
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	117.3		
平成元年4月1日から平成 2年3月31日まで	114.0		
平成 2年4月1日から平成 2年7月31日まで	110.8		
平成 2年8月1日から平成 3年7月31日まで	114.0		
平成 3年8月1日から平成 4年7月31日まで	110.8		
平成 4年8月1日から平成 5年7月31日まで	106.5		
平成 5年8月1日から平成 6年7月31日まで	104.3		
平成 6年8月1日から平成 7年7月31日まで	102.9		
平成 7年8月1日から平成 8年7月31日まで	100.7		
平成 8年8月1日から平成 9年7月31日まで	99.2		
平成 9年8月1日から平成10年7月31日まで	97.9		
平成10年8月1日から平成11年7月31日まで	96.9		
平成11年8月1日から平成12年7月31日まで	97.3		
平成12年8月1日から平成13年7月31日まで	96.9		
平成13年8月1日から平成14年7月31日まで	96.4		
平成14年8月1日から平成15年7月31日まで	97.2		
平成15年8月1日から平成16年7月31日まで	98.1		
平成16年8月1日から平成17年7月31日まで	98.1		
平成17年8月1日から平成18年7月31日まで	98.4		
平成18年8月1日から平成19年7月31日まで	98.0		
平成19年8月1日から平成20年7月31日まで	98.2		
平成20年8月1日から平成21年7月31日まで	98.1		
平成21年8月1日から平成22年7月31日まで	98.4		
平成22年8月1日から平成23年7月31日まで	99.8		
平成23年8月1日から平成24年7月31日まで	99.5		
平成24年8月1日から平成25年7月31日まで	99.6		

※空白箇所は訂正前のまま変更なし